

「消費生活の安定及び向上に関する条例」の改正についての意見募集結果

消費生活の安定及び向上に関する条例の改正の骨子について、県民の皆様からご意見を募集したところ、1件のご意見が寄せられました。

については、意見の要旨と県の考え方を、次のとおり公表します。

(* 下線部分はその内容にリンクさせること)

ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
<p>国においては、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本法において、消費者基本計画を策定することが定められたところである。鳥取県の条例にも計画策定について規定を設け、総合的、計画的な施策を行うべきではないか。</p>	<p>計画に沿って施策を実施していくことは大切なことと考えます。しかし、消費者施策は、急速に変動する経済、社会情勢に的確に対処していくためにも臨機応変な対応ということが必要です。</p> <p>従いまして、基本計画を策定し、それに基づき施策を実施するのではなく、毎年度、消費者行政に係る事業の実施状況を検証し、現状に即した施策を迅速に行っていこうと考えております。</p> <p>なお、県では、毎年度、「消費者行政のしおり」を作成し、消費者行政の体系や事業の実施状況、当該年度に行う事業の概要等をお示しし、計画的に消費者施策を行っております。</p> <p>また、消費者団体代表者連絡会議を開催し、御意見を伺いながら事業を実施しております。</p> <p>県といたしましては、条例に基本計画の策定に係る規定を設けることは考えておりません。</p>

< 参 考 >

1 意見募集用資料

「消費生活の安定及び向上に関する条例」の改正の骨子

現行の「消費生活の安定及び向上に関する条例」

2 募集期間

平成18年1月18日(水)～1月31日(火)

3 担 当

鳥取県生活環境部県民生活課 電話 0857-26-7186